

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>特定技能所属機関が省令に従う必要があることは自明なのであるから、本省令によって改正された事項を在留資格認定証明書交付申請等に係る申請書の別記様式に追加する意義が不明瞭であり、別記様式に項目が追加されることにより申請人や事業者等の負担が増えるから、別記様式への項目追加には反対である。</p>	<p>本改正案は、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について(令和6年3月29日閣議決定)」に基づき、特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に関する協力要請に対し、必要な協力をするとしていることを特定技能所属機関の基準として追加するなどするものであるところ、在留諸申請に際し、その基準に適合しているか否かの審査を行うため、別記様式に当該項目を追加することとしたものです。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」の閣議決定によれば、特定技能外国人の招致は実質的には企業利益のためと思われるから、企業が利益を得る以上は不利益も負担すべきであって、不利益が起きたときは、不利益を負うべきであるし、招致する外国人に不利益を十分理解してもらえよう、企業による日本語や日本文化の費用負担や、日本での生活支援を義務付けるべきである。</p>	<p>現行法令においても、特定技能所属機関は、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に係る支援の計画を作成し、これに基づき、1号特定技能外国人の支援をしなければならないものとしています。本改正案における規定は、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うという「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について(令和6年3月29日閣議決定)」に明記された事項を踏まえて規定したものです。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>本改正案では「地方公共団体が共生社会の実現のために実施する施策」とあるが、具体性に欠けているから、具体的な指針と実効性を確保するための取組が求められる。</p>	<p>具体的な施策例について運用要領等による周知を考えておりますが、いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>申請書の別記様式の改正にあたって、過去5年間に問題が発生していないか、または外部機関から調査を受けた事実があるかどうかを確認する項目を設け、所属機関に申告させるべきである。</p>	<p>現行の在留資格認定証明書交付申請等の申請書の別記様式では、例えば、特定技能所属機関やその役員、支援責任者、支援担当者が、特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無等を申告する項目を設けており、必要な審査を行っております。</p>
5	<p>本改正案により、特定技能所属機関及び地方公共団体の負担が増えることが懸念される。</p>	<p>本改正案における規定は、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うという「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について(令和6年3月29日閣議決定)」に明記された事項を踏まえて規定するものであって、特定技能の在留資格に係る制度の運用のより一層の適正化を図るために必要なものとなっております。いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>地域社会で軋轢を起こしている外国人が増えている状況下では、この程度の対策では不十分であり、外国人労働者の受入れ人数に上限を設けることが不可欠である。</p>	<p>特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保に向けた取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野における人材確保のための制度であるため、日本人の雇用機会の喪失や処遇等の低下を防ぐ等の観点から、特定産業分野ごとの受入れ見込数を定め、これを1号特定技能外国人の受入れの上限として運用しています。</p> <p>なお、令和6年6月の入管法の改正により、今後、特定産業分野の受入れ見込数等については、有識者等の意見も聴きながら、政府において決定することとしています。</p>
7	<p>外国人労働者は日本の法令及び慣習等に従うべきところ、この点に言及がなく、日本の文化や習慣に順応できる支援策や明確な規定が示されていない。</p>	<p>現行法令において、特定技能所属機関は、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に係る支援の計画を作成し、これに基づき、1号特定技能外国人の支援をしなければならないものとしているところ、その支援計画の内容等として、日本語の学習の機会の提供や日本人との交流の促進等が規定されております。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>